資料４

前払式支払手段に関する規制について

2021年11月26日

新経済連盟
Japan Association of New Economy

残高譲渡やギフトコードによるチャージが可能な前払式支払手段への犯収法による規制について

- 前払式支払手段には強制通用力がなく、発行業者と契約関係にある加盟店でしか使えず、払戻不可であり、現金とは根本的に異なる
- 前払式支払手段は贈答用の商品券から発展を遂げてきた側面もある
- 利便性の高い前払式電子マネーは、日本独自の発展を遂げ、キャッシュレスの推進に寄与している
- 2019年7月の金融審議会 金融制度スタディ・グループ「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告«基本的な考え方»」から、加盟店での決済に使われる払戻不可の電子マネーサービスにおけるマネロンリスクに大きな変化は生じていない
- 既存のサービスに甚大な影響を及ぼし得るにもかかわらず、極めて短い期間で十分な議論なく結論を出そうとしていることに強い違和感
- 既存の電子マネーサービスについては、犯罪に利用されないよう、各サービスの態様に応じて、様々なタイミングで様々な切り口からモニタリング等が行われている
- 具体的事例として挙げられている事案は、アカウントの本人確認によっては解決されず、目的と手段が合致していない
- **将来的・概念的・抽象的なマネロンリスクへの対応のために、番号通知型および残高譲渡型のバリューが含まれる払戻不可の前払式電子マネーを犯収法の対象として規制することには強く反対**
- 仮に2019年当時には存在していなかった新たなサービス形態が出現してきているのであれば、既存サービスとは区別して議論検討すべき

番号通知型の購入から利用までの例

STEP①ギフトコードの購入

アカウントへの紐づけ：なし
※ただし、サイトでの購入は当該サイトのアカウントを用いて購入されることも

- コンビニ等実店舗で購入
  ⇐多くが1PINあたり5万円以下の設定
- 発行会社や発行会社と契約した企業のサイトで購入
  ⇐サイトによって1PINあたりの上限額様々
- 企業が販促用に発行会社から購入
  ⇐企画によって様々だが比較的低額か

※発行業者がモニタリング可能なアカウントを用いて購入された場合のみ

発行業者によるモニタリング

- 自分で使う

STEP②番号の送付

アカウントへの紐づけ：なし

- 他人に贈る
- 企業から個人に配布する
- 他人から贈られたものを別の人に贈る

ここに割り込む買取業者や転売サイトが問題

STEP③ギフトコードのアカウントへの紐づけ

アカウントへの紐づけ：
あり(譲受人アカウント)

- 一度紐づけると紐づけ解除不可
- 1PINずつ紐づけ

STEP③利用

アカウントへの紐づけ：なし
（PINのまま利用）

- どこで何の支払に使えるかは様々
- 使える場所は発行会社と契約関係にある加盟店のみ
- どのアカウントがどの加盟店でいくら使ったかトレース可能
- 一度に使える金額の上限を設定している場合あり

STEP④利用

アカウントへの紐づけ：
あり(③と同じ)

- どこで何の支払に使えるかは様々
- 使える場所は発行会社と契約関係にある加盟店のみ
- どのアカウントがどの加盟店でいくら使ったかトレース可能
- 一度に使える金額の上限を設定している場合あり

※ギフトコードでチャージしたバリューも、自分のアカウントで購入しチャージしたバリューも、一つの同じ前払式未使用残高に加算される仕組みとしていることが多い
※残高の上限額はサービスによって様々

発行業者によるモニタリング

電子マネーの買取業者や転売サイト等への対応について

第2回事務局資料（資料２－１）P26

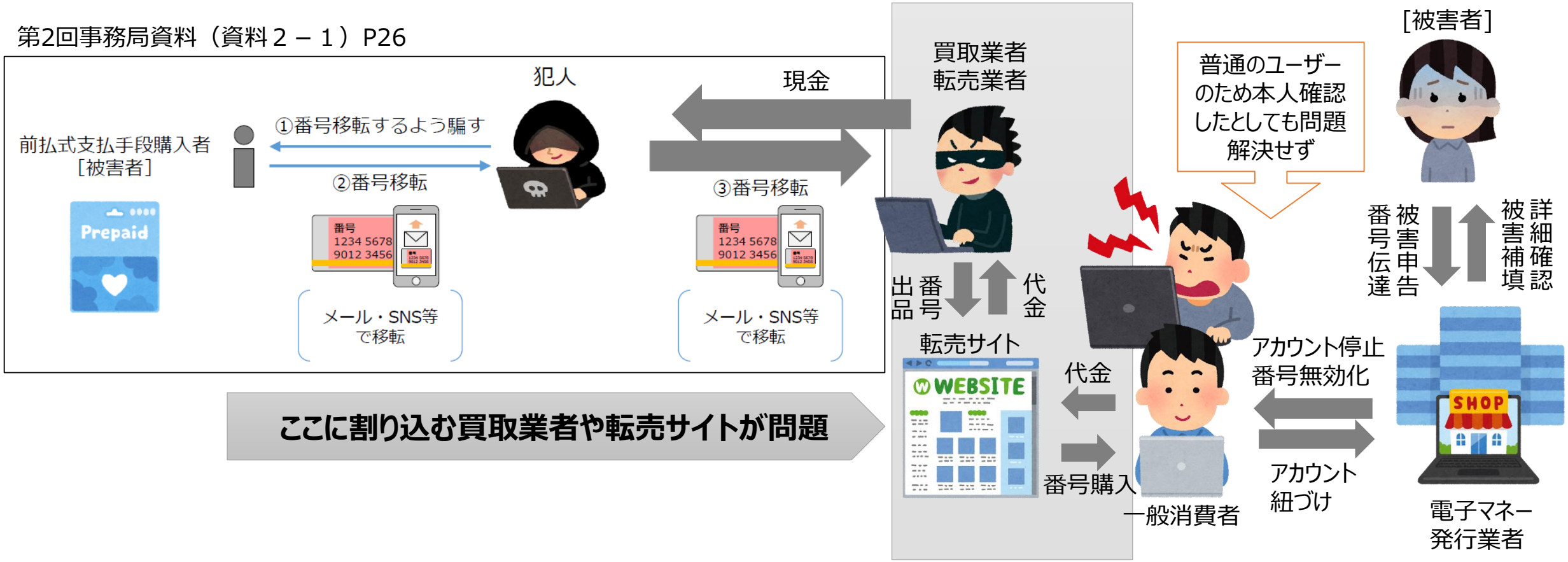

ここに割り込む買取業者や転売サイトが問題

- 買取業者や転売サイト等に電子マネー発行業者が頭を悩ませているのは事実
- 注意喚起はもちろんのこと、発行業者と契約関係にない第三者による電子マネーの買取（換金）行為や業としての転売行為そのものの禁止は検討できないのか
- 転売サイトにおいて数十万件の販売実績ありと表示されている出品者もいることから、特商法等の執行も期待したいところ

残高譲渡型の購入から利用までの例

STEP①残高にチャージ → **STEP②残高の送付** → **STEP③残高の受取** → **STEP④利用**

STEP①残高にチャージ

アカウントへの紐づけ：あり

- コンビニやATM等実店舗でチャージ
  ⇐サービスによって上限設定様々
- 発行会社のサイトやアプリでチャージ
  ⇐サービスによって上限設定様々
- 番号通知型のSTEP③でチャージ
  ⇐サービスによって上限設定様々
- STEP③の受取りでチャージ

STEP②残高の送付

アカウントへの紐づけ：あり

- 送付額は残高の範囲内で指定
  ⇐1回あたり上限を設定しているサービスが多い
- サービス上で友達等として繋がっているアカウントに送付
- 送付用URLを発行しSNS等で送付

STEP③残高の受取

アカウントへの紐づけ：あり(受取人アカウント)

- 一定期間内に受取作業をしない場合、送付がキャンセルされて元のアカウントに戻る
- アカウントを持っていない人も受取可能期間内に新規でアカウント作成すれば受取可能な場合が多い
  ⇒新規ユーザー獲得に寄与

STEP④利用

アカウントへの紐づけ：あり(③と同じ)

- どこで何の支払に使えるかは様々
- 使える場所は発行会社と契約関係にある加盟店のみ
- どのアカウントがどの加盟店でいくら使ったかトレース可能
- 一度に使える金額の上限を設定している場合あり

※同じサービスで番号通知型も残高譲渡型も併存してる場合あり。
その場合も一つの同じ前払式未使用残高に加算される仕組み
※残高の上限額はサービスによって様々

発行業者によるモニタリング

➢ 残高譲渡型については、番号通知型のような買取業者や転売業者の問題は発生していない

参考：前回スタディ・グループから現在までの状況

2019年7月　金融審議会金融制度SG「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告」
「**前払式支払手段は払戻しが認められておらず**、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係る**リスクが相対的に限定**されている。このため、**取引時確認義務等**（中略）**を引き続き課さない**こととする」

2020年11月　国家公安委員会　犯罪収益危険度調査書
挙げられた事案は　・（アカウント紐づけに至る前の）ギフト番号の**買取・転売業者**による事案
・**正規アカウントへの不正ログイン**事案

2021年8月　FATF対日審査結果報告
プリペイドの電子マネーに関する指摘無し

？！

2021年11月　金融審議会　資金決済WG(第2回)事務局資料（資料２－１）
高額電子移転可能型の発行者に対しては、**アカウントの開設等に際して犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の規律を適用**することが考えられる

2016/8
事務ガイドライン・府令の改正
不正利用対策の強化
2021/2
2021/5